

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成27年5月13日（平成27年（行情）諮問第301号及び同第302号）

答申日：平成28年6月1日（平成28年度（行情）答申第98号及び同第99号）

事件名：特定日開催の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の「議事要旨」及び特定大学の審議に関わる配付資料の一部開示決定に関する件

特定日開催の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の「議事要旨」及び特定大学の審議に関わる配付資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書5（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成26年12月15日付け26受文科高第3号の42及び同第3号の43による各一部開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書（処分1（諮問第301号）及び処分2（同第302号）共通）

原処分において不開示とされた部分のうち、別紙の2の1欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示するとの決定を求める。

ア 法は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にあ

る公正で民主的な行政の推進に資することを目的と」して制定されている（法1条）。

イ そして、大学は真理の探究の砦として学問の自由（憲法23条）の保障の下にある公的な機関であり、その設置認可の審査に係る情報は、国民の正当な関心事である。すなわち、大学の設置認可に関する審査過程は、国民主権の理念の下、広く開示され、国民の的確な理解と批判の判断材料とされるべきものである。

また、憲法21条で保障される「表現の自由」に由来する国民の「知る権利」に奉仕する観点からも、主権者たる国民への「政府の有所するその諸活動を国民に説明する責務」（「説明責任」、法1条）という法の趣旨からも、不合理に広範に不開示理由が認められるべきではない。

さらに、異議申立人にとっては、本件不開示部分は、特定金額の建設費をはじめとする膨大な経営資源を投下して行った大学設置認可申請に対する不認可処分という著しい不利益処分が、適正手続（憲法31条参照）に基づいて不当にその財産権（憲法29条1項）を侵害することなく行われたか否かを判断するに当たって不可欠の内容であり、かつ将来異議申立人が大学の設置認可の再申請を行う際に教育課程について配慮すべき点を知るためにも不可欠の内容である。つまり、異議申立人が開示を求める必要性は極めて高い。

したがって、憲法上の趣旨、法の趣旨、本件における異議申立人への開示の必要性の高さを考慮すれば、本件開示請求の対象となった文書は、処分庁から開示による不利益が具体的に合理的理由とともに示されない限り、広く開示されるべきものである。

ウ しかしながら、本件においては、処分庁により、学校法人分科会の「その他の意見（案）」、「特定学校法人に対する追加意見」及び「審査意見」並びに大学設置分科会の「審査意見本文」、「不可理由」など、大学の設置認可の審査過程を異議申立人が認識するために必要不可欠の内容が、開示による不利益が何も具体的に示されることなく極めて広範に黒塗りとされ不開示とされており、憲法及び法の趣旨を没却する不合理な決定が行われた。

個別の不開示理由についても、その不合理性は、以下のとおり明らかである。

（なお、異議申立人は本異議申立てに当たって、開示により不当な不利益が生じないようにするため、特別委員の氏名、担当委員の氏名、異議申立人以外の学校法人に直接関連する情報については、異議申立ての対象から除外することで、この不開示理由に対して十分な配慮を行っている。）

(ア) 本件不開示部分のうち、法5条2号イに該当するとされた部分について

これらの情報については、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法5条2号イ）」というのが不開示理由とされている。

しかしながら、当該情報は、正にここに指摘されている「当該法人」すなわち異議申立人自身に関する情報であり、本件は異議申立人自身が開示を求めている場合なのであるから、開示によって異議申立人が具体的に不利益を被ることは全くあり得ない。

したがって、不開示理由が不合理であって、何の理由にもなっていないことは明白である。

(イ) 本件不開示部分のうち、法5条5号に該当するとされた部分について

これらの情報については、「国の機関の内部における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの（法5条5号）」というのが不開示理由とされている。

しかし、以下のとおり、これらの情報をここで開示することにより生じる具体的かつ合理的な不利益は全く明らかにされていない。

例えば、審査意見本文については既に特定時期A及び特定時期Bに、当該時点における審査意見が異議申立人に示され開示されているはずである。

また、異議申立人の不正行為等に関する内容についても、既に特定日A付けで認可をしない期間を設ける原因となる事実、認可しない期間の理由が異議申立人に通知され開示済みのものである。

すなわち、これらは、もともと開示を予定して作成されるはずのものであるから、開示することにより“率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が妨げられるおそれ、不当に国民に混乱を生じさせるおそれのある”というような性質のものではない。

また、いずれの部分も、詳細な議論の過程ではなく取りまとめた意見等が記載された部分にすぎないはずである。にもかかわらず、各分科会の取りまとめた意見又は付託先専門委員会を開示することにより、なぜに“率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に国民に混乱を生じさせるおそれ”なるものがあるか全く不明というほかない。

異議申立人本人に対する大学設置不認可という重大な結果を生じ

させた行政行為に関する責任官庁としての「説明責任」を果たす観点からも、本件不開示部分のうち、法5条5号に該当するとされた部分が異議申立人自身に対して開示されるべきことは明らかである。

エ 以上のとおり、法令に基づく合理的かつ具体的根拠を何ら示すことなく、今回の大学設置申請の不認可という極めて重大な行政処分について、その審査の中心部分と思われる広範な情報を不開示とするような行政処分が安易に許されることになれば、国民の憲法上の人権は行政の恣意により不当に侵害されたままということになってしまいが、このような事態は、「公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的とする法の理念に真正面から反したものであるのは、極めて明白である。

よって、異議申立人は、本件不開示部分を開示するとの決定を求める次第である。

(2) 意見書1

ア 処分1について（諮問第301号）

(ア) 文書1について

A 法人情報非該当性（法5条2号イ関係）

(a) 理由の内容

理由説明書は、「不確定な情報に基づいて付された審査意見を公にすることにより、最終的に確定する設置計画の情報との間で混乱を生じさせるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。「異議申立人が主張する個別的な事情により、当該開示請求の結論に影響を及ぼすものではない」とする。

しかしながら、法が、第三者による請求であるか本人による請求であるかを区別していないのであったとしても、本件において、同法に基づき文書の開示が認められるべきことは、以下のとおり明らかである。

(b) 法人情報該当性の判断基準

法の目的は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法1条）である。

その趣旨を受けて、法5条2号イの「正当な利益を害するおそれ」については、「単なる確率的な可能性ではなく、法的判断に値する蓋然性が求められると解される。」〔審査会答申1

4-231 「特定の産業廃棄物処分業者が産業廃棄物処理施設の設置不許可を不服として厚生大臣に行った審査請求に係る一切の公文書に関する件」と解釈されているので、当該基準に照らして以下検討する。

(c) 文部科学省の主張する理由の不合理性

i 最終的に確定する設置計画は存在しないこと

異議申立人が行った特定大学の設置認可申請については、特定日B付けで大学設置・学校法人審議会から文部科学省に対して「不可」の答申が行われ（添付資料1）特定日C付けで不認可とすることが決定されているから、同設置認可申請に係る設置計画自体について、理由説明書が想定するような「最終的に確定する設置計画」が存在するわけではない。

したがって、「最終的に確定する設置計画の情報との間で混乱を生じさせるおそれ」という文部科学省の理由は、「単なる確率的な可能性」さえも全く存在しない架空の議論にすぎず、「法的判断に値する蓋然性」をもった異議申立人の不利益を示すものといえないことが明らかなものである。

ii 文書1記載の意見は、最終的な結果を示す要約された意見であること

また、「文書1」内の審査意見は、大学新設の「審査スケジュール」（添付資料2）を見ても明らかな通り、特定時期Cから始まった設置認可申請手続において、特定期間Aにわたる審査意見伝達、追加書類提出、面接審査、2度目の審査意見伝達、意見に対する回答提出、実施審査を経て決定された最終段階の意見である。

そして、本件においては、「文書1」の内容が決定された大学設置・学校法人審議会学校法人分科会が行われた特定日D（添付資料2）から特定日数A後の特定日Bに、不可の答申が行われている。また、異議申立人の開示請求に対して、開示された結果を見る限り、その後当該分科会において、本件に関する議決が他に行なわれたことは考えられない。すなわち、「文書1」は、文部科学省へ審議会の結論が伝達される日の僅か特定日数A前に学校法人分科会の最終的な審議の結果を示す要約された文書であるのは明白である（添付資料3）。

したがって、「文書1」内の審査意見は、「不確定な情報

に基づいて付された審査意見」などとは到底いえない。

iii 不可理由は既に公表されていること

さらに、異議申立人については「特定年度開設予定大学一覧（判定を「不可」とするもの）」（添付資料1）が文部科学省のウェブサイト上で公表され、異議申立人は既に多大な不利益を被っている。異議申立人に関する審査意見の内容が公表されることにより、異議申立人が追加的に不利益を被ることはあり得ない。

むしろ、審査意見の内容と、公表された不可理由を比較対照することにより、公表された不可理由が慎重な審議を踏まえた正当な意見であるか否かが国民に検証可能となり、異議申立人にとって利益をもたらすものと考えられる。

iv 他の学校法人については公表されていること

そのうえ、他の学校法人については、特定日D付けで決定された大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の「留意事項」が公表されているのであり（「文書1」参照）、少なくとも「留意事項」について、異議申立人についてのみ非公開とすべき合理性は全く存在しない。

(d) まとめ

したがって、文書1について異議申立人が異議申立の対象とした部分は、法人情報（法5条2号イ）に該当しない。

B 審議会情報非該当性（法5条5号関係）

(a) 理由の内容

理由説明書は、法5条5号の関係で、「当該意見は、飽くまで審査の途中の情報であり、当該意見に対する当該法人からの説明を得て引き続き審査が行われることを予定しているものである。したがって、当該意見は『詳細な議論の過程』の情報であり、最終的に公表される意見ではないことから、当該審査意見を公にすることにより、当該審議会でのどのような議論が行われているのか類推されるおそれがあり、当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とする。

(b) 文部科学省の主張する理由の不合理性

しかしながら、文部科学省の説明は、本件に当てはまらない抽象論に終始するものであり、以下に述べる通り、本件において審議会の意思決定の中立性が不当に損なわれる法的な蓋然性は存在しない。

i 外部に開示することが予定された文書であること

文部科学省自身が、理由説明書において「当該意見に対する当該法人からの説明を得て引き続き審査が行われることを予定している」と認めるとおり、「文書1」のうち異議申立人に対する意見は、本来であれば異議申立人に意見を示して説明を求めるべき性質の意見であり、異議申立人等の外部に開示することが予定された上で、作成された文書である。

したがって、当該文書は、もともと完全に非公開とされることが予定されて作成された文書ではなく、外部に対して開示が予定された上で作成される文書であるから、開示により、審議会の自由な意見交換が阻害される蓋然性があるとはいえない。

ii 文書1記載の意見は、最終的な結果を示す要約された意見であること

前述したように、同審査意見は、大学新設の「審査スケジュール」（添付資料2）を見ても明らかな通り、特定時期Cから始まった特定大学の設置認可申請手続において、審査意見伝達、追加書類提出、面接審査、2度目の審査意見伝達、意見に対する回答提出、実施審査を経て決定された最終段階の意見である。

また、前述の通り、「文書1」は、審査会から文部科学省へ審議会の結論が伝達される日の僅か特定日数A前の審議の結果として決定されており、異議申立人の開示請求に対して、開示された結果を見る限り、その後学校法人分科会において、本件に関する議決が他に行なわれたことは考えられないから、最終的な結果を示す文書である（添付資料3）。

さらに、「文書1」は、他の学校法人に対する留意事項の内容から明らかなとおり、「留意事項（案）」及び「その他の意見（案）」を箇条書で短く要約した文書である。

したがって、「文書1」は最終段階の要約された意見であり、理由説明書にある当該審議会でのどのような議論が行われているのか詳細に類推される蓋然性があるような「詳細な議論の過程」の意見とはいえない。

iii 他の学校法人については公表されていること

また、他の学校については、開示請求対象となっている特定日D付けで決定された大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の「留意事項」が公表されているのであり（文書

1の異議申立部分以外を参照)、少なくとも「留意事項」について、異議申立人の情報のみを非公開とすべき合理性は全く存在しない。

(c) まとめ

したがって、文書1について異議申立人が異議申立の対象とした部分は、審議会情報(法5条5号)に該当しない。

(イ) 文書2について

A 法人情報非該当性(法5条2号イ関係)

(a) 理由の内容

理由説明書は、法5条2号イの関係で、以下のように理由を述べる。

すなわち、「当該法人が何に対してどの程度の経費を支弁し、その財源をどのように調達するのか等は、当該法人の学校経営戦略の詳細に当たる情報であって、公にすることにより当該法人の財務状況や独自の運営方針等があきらかになり、また、寄附者の氏名の開示は寄附者が行った寄附の態様等をあきらかにすることとなる。加えて、審査途中の情報に基づいて付された審査意見を公にすることにより、最終的に確定する設置計画の情報との間で混乱を生じさせるおそれがある。これらを公にすることにより当該法人及び寄附者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」。

また、情報開示請求について「異議申立人の個別的事情を問うべきものではない」とする。

しかしながら、以下に述べるとおり、異議申立人の個別事情を考慮しないのであったとしても、文書2について開示請求が認められるべきことは文書1と同様である。

(b) 文部科学省の主張する理由の不合理性

i 経費及び寄附者の名称

大学設置認可が得られた場合、当該学校法人の経費の見積もり及びその財源は、文部科学省の大学設置室のウェブサイト上で公開される(大学設置認可を得た大学の例について、添付資料4)。

すなわち、当該情報は、公開が予定された上で、大学設置認可申請者である異議申立人が提供を行った情報であり、公開により異議申立人が不利益を被ることについて「法的判断に値する蓋然性」があるとはいえない。

また、非開示とされている学校用地の寄附者の名称は、土地の登記事項証明書により一般に公開されている情報であ

り、これも、公開により「法的判断に値する蓋然性」をもって異議申立人又は寄附者が不利益を被る情報ではない。

ii 審査意見

前述の通り、異議申立人が行った特定大学の設置認可申請については、既に特定日C付けで不認可とすることが決定されており、同申請について理由説明書が想定するような「最終的に確定する設置計画」は存在しない。

また、前述の通り、異議申立人について、「特定年度開設予定大学一覧（判定を「不可」とするもの）」（添付資料1）が文部科学省のウェブサイト上で公表され、審査意見の内容が公表されることにより、異議申立人が追加的に不利益を被るとは考えられない。

むしろ、公表された不可理由が慎重な審議を踏まえたかどうかかが国民の目に明らかになり、異議申立人にとって有利になりうると考えられる。

したがって、文書2の異議申立部分の開示により、異議申立人は、「法的判断を被る蓋然性」をもって不利益を被るとは到底いえない。

(c) まとめ

以上より、文書2について異議申立人が異議申立の対象とした部分は、法人情報（法5条2号イ）に該当しない。

B 審議会情報非該当性（法5条5号関係）

(a) 理由の内容

理由説明書は、法5条5号の関係で、「寄附行為変更認可の審査過程において学校法人分科会から付された審査意見、審査の過程における問題点、実地調査の概要、特定学校法人に対する追加意見」について、「これらの情報は、寄附行為変更認可の審査過程において学校法人分科会から出された問題点や所見等であり『詳細な議論の過程』の一部であり、最終的に公表される意見ではないことから、当該審査意見を公にすることにより、当該審議会でどのような議論が行われているのか類推されるおそれがあり、当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とする。

(b) 文部科学省の主張する理由の不合理性

しかしながら、異議申立人が開示を求める文書のうち「寄附行為変更認可の審査過程において学校法人分科会から付された審査意見、審査の過程における問題点、実地調査の概要」については、異議申立人に対する面接審査及び実施調査の概要を要

約した書面であり、自由な意見交換が特に求められる審議会の審議委員間の審議内容の詳細の開示を求めているのではなく、異議申立人の設置申請書類の補足説明の概要の開示を求めているにすぎない。

これを開示することにより、「法的評価に値する蓋然性」をもって「当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる」とはいえない。

さらに、異議申立人が開示を求める文書のうち「特定学校法人に対する追加意見」については、本件における文科省への答申直前の最終的判断として取りまとめられた意見であり、開示により「当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」をもたらす情報ではない。

(c) まとめ

したがって、文書2について異議申立人が異議申立の対象とした部分は、審議会情報（法5条5号）に該当しない。

(ウ) 裁量開示の必要性について

前述の通り、法は、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」とするものである（同法1条）。

そして、大学設置認可の審査については、利害関係者の学問の自由（憲法23条）を保障する観点からも、大学に費やされる多額の補助金の適切な配分の観点からも、「国民の的確な理解と批判の下」で進められるべきであり、開示の必要性は極めて高い。

文部科学省の大学設置室が、設置認可申請者の設置認可申請に関する資料の情報をウェブサイト上において詳細に開示している（添付資料4参照）のは、このような理由によるものと考えられるところ、これは、設置不認可となった大学についても同様である。

他方、文部科学省の主張する不利益は前述の通り、「単なる確率的な可能性」さえも全く存在しない架空の議論にすぎない、あるいは、極めて抽象的な机上の空論というべきものである。

したがって、異議申立人は、前述の通り文書1及び文書2のうち異議申立人が異議申立の対象とした部分に非開示理由に該当する情報は含まれていないと考えるものであるが、仮に、対象文書の中に法人情報又は審議会情報に該当する情報が一部含まれているとしても、裁量的開示（法7条）の対象とされるべきである。

(エ) 結論

以上より、本件において異議申立人が異議申立の対象とした文書はいずれも全面的に開示されるべきであることは明らかである。

(付属書類)

① 添付資料 1

特定年度開設予定大学一覧（判定を「不可」とするもの） 1 通

② 添付資料 2

審査スケジュール - 大学新設の場合 - 1 通

③ 添付資料 3

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会特定回会議事要旨
1 通

④ 添付資料 4

経費の見積り及び資金計画を記載した書類（大学設置認可を得た大学）設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類 1 通

(本答申では、添付資料は省略)

イ 処分 2 について（諮問第 3 0 2 号）

(ア) 文書 3 のうち「特定大学審査表」について

A 法人情報非該当性（法 5 条 2 号イ関係）

(a) 理由の内容

理由説明書は、法 5 条 2 号イの関係で、「審査過程において変更した変更前の学位の名称，教員組織の概要，教員組織の成立状況・教員補充の要否，審査会における警告の有無については，設置認可審査により変更した変更前の大学の申請概要や，設置認可審査中の状況を示すものであり，確定していない審査途中の内容が記載されており，大学設置・学校法人審議会（以下「審議会」という。）が最終判定した際の設置計画と異なるため，これらを公にした場合には，情報の混乱を生じさせ，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とする。

(b) 法人情報該当性の判断基準

法の目的は、「国民主権の理念にのっとり，行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により，行政機関の保有する情報の一層の公開を図り，もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに，国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法 1 条）である。

このような趣旨を受けて，法 5 条 2 号イの「正当な利益を害するおそれ」については，「単なる確率的な可能性ではなく，

法的判断に値する蓋然性が求められると解される。」〔審査会
答申14-231「特定の産業廃棄物処分業者が産業廃棄物処
理施設の設置不許可を不服として厚生大臣に行った審査請求に
係る一切の公文書に関する件」〕と解釈されており、当該基準
に照らして以下検討する。

(c) 文部科学省の主張する理由の不合理性

「文書3」のうち「特定大学審査表」については、「当初」、
「特定月A」、「特定月B」、「特定月C」等と時期が明示さ
れており、いつの時期の設置計画の内容に関する情報であるの
かについて整理されて記載されていることは、既に開示された
文書の内容から明らかである。

すなわち、同文書は、いつの時点の情報を前提とした意見で
あるのかが明確に記載された一覧表であり、どれが最終的意見
であり、どれが途中経過の意見であるかは、混乱が生じること
などありえない。

これを開示することにより、最終判定した情報との混乱が生
じることについて、「法的判断に値する蓋然性」は全く存在し
ない。

(d) まとめ

したがって、文書3のうち「特定大学審査表」は審査過程に
おいて変更した変更前の学位の名称、教員組織の概要、教員組
織の成立状況・教員補充の要否、審査会における警告の有無は、
法人情報（法5条2号イ）に該当しない。

B 審議会情報非該当性（法5条5号関係）

(a) 理由の内容

理由説明書は、法5条5号の関係で、「付託先専門委員会を
公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中
立性が不当に損なわれるおそれがある」とする。

(b) 文部科学省の主張する理由の不合理性

しかしながら、付託先専門委員会を開示することにより、ど
のような原因により、どのように率直な意見の交換若しくは意
思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるのかという実
質的な理由は、当該理由説明書において一切示されていない。

すなわち、当該情報を開示することにより、法的判断に値す
る蓋然性をもって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立
性が不当に損なわれるおそれがあることについて、意味のある
理由は何ら示されていない。

(c) まとめ

したがって、文書3のうち「特定大学審査表」は審議会情報（法5条5号）に該当しない。

(イ) 文書3のうち「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」及び文書5について

A 法人情報非該当性（法5条2号イ関係）

(a) 理由の内容

理由説明書は、法5条2号イの関係で、「これらの審査意見には、当該法人の当初の計画の不備と言わざるを得ない事項を特定できるものも含まれることがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」、法の定める「開示請求権制度の下にあっては、異議申立人が主張する個別的な事情を問うべきものではない」とする。

しかしながら、法が第三者による請求であるか、本人による請求であるかを区別していないのであったとしても、本件において、同法に基づき文書の開示が認められるべきことは、以下のとおり明らかである。

(b) 文部科学省の主張する理由の不合理性

異議申立人については「特定年度開設予定大学一覧（判定を「不可」とするもの）」（添付資料1）が文部科学省のウェブサイト上で公表され、異議申立人は既に多大な不利益を被っている。異議申立人に関する審査意見の内容が公表されることにより、異議申立人が追加的に不利益を被るとは考えられない。

むしろ、審査意見の内容と、公表された不可理由を比較対照することにより、公表された不可理由が慎重な審議を踏まえた正当な意見であるか否かが国民に検証可能となり、異議申立人にとって利益をもたらすものと考えられるのであり、当該部分の開示により、異議申立人が「法的判断を被る蓋然性」をもって不利益を被るとは到底いえない。

(c) まとめ

したがって、文書3のうち「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」の審査意見本文及び文書5の審査意見本文は、法人情報（法5条2号イ）に該当しない。

B 審議会情報非該当性（法5条5号関係）

(a) 理由の内容

理由説明書は、法5条5号の関係で、「当該意見は、あくまでも審査の途中の情報であり、当該意見に対する当該法人からの説明を受けて引き続き審査が行われることを予定しているものである。したがって、審査途中の当該審査意見を公にするこ

とにより、当該審査会における審議に関する情報が明らかとなり、当該審議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」とする。

(b) 文部科学省の主張する理由の不合理性

i 外部に開示することが予定された文書であること

文部科学省自身が、理由説明書において「当該意見に対する当該法人の説明を受けて引き続き審査が行われることを予定している」と認めるとおり、審査意見は、本来であれば異議申立人に意見を示して説明を求める性質の文書であり、異議申立人等の外部に開示することが予定された上で、作成された文書である。

すなわち、当該文書は、もともと完全に非公開とされることが予定されて作成された文書ではなく外部に対して開示が予定された上で作成される文書である。

したがって、当該文書の開示により、審議会の自由な意見交換が阻害される蓋然性があるとはいえない。

ii 審査意見は、最終的な結果を示す要約された意見であること

しかも、審査意見は、大学新設の「審査スケジュール」（添付資料2）を見ても明らかな通り、特定時期Cから始まった設置認可申請手続において、特定期間Aにわたる審査意見伝達、追加書類提出、面接審査、2度目の審査意見伝達、意見に対する回答提出、実施審査を経て決定された最終段階の意見である。

そして、本件においては、審査意見の内容が決定された大学設置・学校法人審議会大学設置分科会が行われた特定日E（添付資料3）から特定日数B後の特定日Bに、不可の答申が行われている（添付資料1）。また、異議申立人の開示請求に対して、開示された結果を見る限り、その後当該分科会において、本件に関する議決が他に行なわれたことは考えられない。すなわち、同審査意見は、審査会から文部科学省へ審議会の結論が伝達される日の僅か特定日数B前に大学設置分科会の審議の結果として決定された審査の最終的な結果を示す要約された文書である（添付資料3）。

したがって、「文書1」内の審査意見は、「審査途中の」意見とはいえない。

iii 本件の大学設置申請は不認可とされていること

異議申立人が行った特定大学の設置認可申請については、特定日B付けで大学設置・学校法人審議会から文部科学省に対して「不可」の答申が行われ、特定日C付けで不認可とすることが決定されている。

したがって、同審査意見を開示することにより、本件の審理に悪影響を与えるような状況ではない。

(c) まとめ

したがって、文書3のうち「特定年度開設予定大学等審査意見(特定月D)」の審査意見本文及び文書5の審査意見本文は、審議会情報(法5条5号)に該当しない。

(ウ) 文書4について

A 法人情報非該当性(法5条2号イ関係)

(a) 理由の内容

理由説明書は、法5条2号イの関係で、以下のように理由を述べる。

すなわち、「『特定大学を「不可」とする理由(案)』については、大学設置分科会において審議を行った後、上記答申において公表されているものであるが、大学設置分科会開催時点では、審査途中のもので確定していない情報、つまり、検討段階のものである。

このことから、検討段階のものを公にすることで混乱を生じさせる懸念があることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

「また、『特定学校法人による大学新設に係る不正行為について』には、当該法人の審査時における不正行為等の内容が記載されており、『特定学校法人に対する不認可期間の決定について(案)』には、その不正行為に基づいた不認可期間の決定に関しての検討内容が記載されている。

これらの内容については、当該法人に関する審査中の不正行為等の内容が具体的に記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする。

(b) 文部科学省の主張する理由の不合理性

i 「特定大学を「不可」とする理由(案)」について

前述のとおり、異議申立人については「特定年度開設予定大学一覧(判定を「不可」とするもの)」(添付資料1)が文部科学省のウェブサイト上で公表され、異議申立人は

既に多大な不利益を被っている。異議申立人に関する審査意見の内容が公表されることにより、異議申立人が追加的に不利益を被るとは考え難い。

むしろ、不可理由の内容と公表された不可理由を比較対照することにより異議申立人について公表された不可理由の形成過程が国民の目に明らかになることは、異議申立人にとって、利益になるものと考えられる。

したがって、当該部分の開示により、法人としての異議申立人が「法的判断を被る蓋然性」をもって不利益を被るとは到底いえない。

ii 不正行為に関する文書について

異議申立人に対しては、特定日F付けで、不正行為があったことを理由として不認可期間を特定日C～特定日Gまでの特定期間Bと定める処分が行われている（添付資料4）。

また、前述のとおり、異議申立人については「特定年度開設予定大学一覧（判定を「不可」とするもの）」（添付資料1）が文部科学省のウェブサイト上で公表され、異議申立人は既に多大な不利益を被っている。

さらに、異議申立人について、不正行為と認定された内容を精査することにより、国民が文部科学省の特定期間Bの不認可期間を定める処分の妥当性に疑問を持つ機会が与えられるのであり、当該資料の公開は異議申立人に利益をもたらす側面もある。

したがって、既に特定期間Bの不認可期間が決定されている異議申立人の不認可理由を開示することにより法人としての異議申立人が「法的判断を被る蓋然性」をもって不利益を被るとはいえない。

(c) まとめ

したがって、文書4のうち異議申立の対象とした部分は、法人情報（法5条2号イ）に該当しない。

B 審議会情報非該当性（法5条5号関係）

(a) 理由の内容

理由説明書は、法5条5号の関係でも、以下のような理由を述べる。

すなわち、「『特定大学を「不可」とする理由（案）』については、大学設置分科会において審議を行った後、上記答申において公表されているものであるが、大学設置分科会開催時点では、審査途中のもので確定していない情報、つまり、検討段

階のものである。

検討段階のものを公にすることで混乱を生じさせる懸念があること（中略）国の機関の内部における審議に関する情報であり，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」。

また，「『特定学校法人による大学新設に係る不正行為について』には，当該法人の審査時における不正行為等の内容が記載されており，『特定学校法人に対する不認可期間の決定について（案）』には，その不正行為に基づいた不認可期間の決定に関しての検討内容が記載されている。

これらの内容については，当該法人に関する審査中の不正行為等の内容が具体的に記載されており，公にすることにより，（中略）国の機関の内部における審議に関する情報であり，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」とする。

(b) 文部科学省の主張する理由の不合理性

i 「特定大学を「不可」とする理由（案）」について

前述のとおり，異議申立人が行った特定大学の設置認可申請については，特定日B付けで大学設置・学校法人審議会から文部科学省に対して「不可」の答申が行われ，特定日C付けで不認可とすることが決定されている。

そして，本件においては，審査意見の内容が決定された大学設置・学校法人審議会大学設置分科会が行われた特定日E（添付資料3）から特定日数B後の特定日Bに，不可の答申が行われている（添付資料1）。また，異議申立人の開示請求に対して，開示された結果を見る限り，その後当該分科会において，本件に関する議決が他に行なわれたことは考えられない。すなわち，同審査意見は，文部科学省へ審議会の結論が伝達される日の僅か特定日数B前に大学設置分科会の審議の結果として決定された最終的な審議の結果を表す文書であるのは明白である。

したがって，本件については，特定大学の設置認可申請については不認可とすることが確定しているうえ，大学設置分科会の最終結論の文書の開示を求めているのであるから，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性や不当に国民の間に混乱を生じさせる蓋然性

があるとはいえない。

ii 不正行為に関する文書について

前述のとおり，異議申立人に対しては，特定日 F 付けで，不正行為があったことを理由として不認可期間を特定日 C から特定日 G までの特定期間 B と定める処分が行われており（添付資料 4），もはや不正行為に関する処分が現在検討中の段階にあるわけではない。

また，不正行為の内容は，異議申立人が行ったと文部科学省が考える行為が記述されていると考えられるが，不正行為は，「申請者に不正行為があった場合の不認可期間の考え方について，資料に対する特段の意見はなかった」（添付資料 1）と議事要旨にあることから明らかな通り，審議会において，当該資料について特段の議論がなされていない。

したがって，そもそも審議会において特段の議論のなされていない当該文書を公表することにより，審議会の議論の中身が類推されるようなこともなく，審議会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえない。

(c) まとめ

したがって，文書 4 のうち異議申立の対象とした部分は，審議会情報（法 5 条 5 号）に該当しない。

(エ) 裁量開示の必要性について

前述の通り，法は，「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り，もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」とするものである（同法 1 条）。

そして，大学設置認可の審査については，利害関係者の学問の自由（憲法 23 条）を保障する観点からも，大学に費やされる多額の補助金の適切な配分の観点からも，「国民の的確な理解と批判の下」で進められるべきであり，開示の必要性は極めて高い。

文部科学省の大学設置室が，設置認可申請者の設置認可申請に関する資料の情報をウェブサイト上で詳細に開示している（添付資料 5 参照）のは，このような理由によるものと考えられるところ，これは，設置不認可となった大学についても同様である。

他方，文部科学省の主張する不利益は前述の通り，「単なる確率

的な可能性」さえも全く存在しない架空の議論にすぎない，あるいは，極めて抽象的であり，机上の空論というべきものである。

したがって，異議申立人は，前述の通り，「文書1」及び「文書2」のいずれについても非開示とされるべき情報は含まれていないと考えるものであるが，仮に，対象文書の中に法人情報又は審議会情報に該当する情報が一部含まれているとしても，裁量的開示（法7条）の対象とされるべきである。

（オ）結論

以上より，異議申立ての対象とした情報はいずれも全面的に開示されるべきであることは明らかである。

（付属書類）

① 添付資料1

特定年度開設予定大学一覧（判定を「不可」とするもの） 1通

② 添付資料2

審査スケジュール -大学新設の場合- 1通

③ 添付資料3

特定日E付け大学設置・学校法人審議会大学設置分科会議事要旨
1通

④ 添付資料4

大学，大学院，短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第2条第1号の規定に基づく期間について 1通

⑤ 添付資料5

経費の見積り及び資金計画を記載した書類（大学設置認可を得た大学）設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類 1通

（本答申では，添付資料は省略）

（3）意見書2

補充理由説明書（下記第3の2）に対する異議申立人の意見は，以下の通りである。

なお，異議申立人は異議申立書，さらに意見書1にて既に詳細に意見を述べているため，ここではこれらを前提に簡潔に反論する。

ア 処分1について（諮問第301号）

（ア）法人情報非該当性（法5条2号イ）

A 補充理由説明書の不開示理由

補充理由説明書は，第一に，「当該法人の設置経費」，「設置経費の財源」，「財務状況」，「寄附者の氏名」は，「文部科学大臣が認可したときに『適切な方法により公表する』旨規定されており，認可をされていない設置計画に関する情報は公表

していない」こと，第二に，「『意見への回答』については，そもそも公開していない」ため，「これらを公にした場合には，情報の混乱を生じさせ，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがある」とする。

B 異議申立人の反論

(a) 当該法人の設置経費等について

「当該法人の設置経費」，「設置経費の財源」，「財務状況」，「寄附者の氏名」については，文部科学大臣が認可したときに「適切な方法により公表する」旨規定されていることを補充理由説明書が認めているとおり，認可時には開示されることを前提として設置認可申請者であった異議申立人が提供した情報であることは明らかである。

しかしながら，認可時に開示されることを前提として提供された情報が不認可となった場合に，当該法人の正当な利害を害することについて合理的理由は全く示されていないし，そのような理由など存在しない。すなわち，これについて認可と不認可を区分する合理的理由はない。

したがって，これらの項目について異議申立人が追加的に不利益を被ることに關しては，法的判断に値する蓋然性など全くない。

(b) 意見への回答について

「意見への回答」についても，設置認可申請者であった異議申立人は，これらの「意見への回答」の内容を実質的に反映して修正した数十頁～百頁余りに上る「基本計画書」や「設置の趣旨を記載した書類」について認可時には開示されることを前提として提供しており，公開により異議申立人の正当な利害を害するなどとは到底いえない。

また，異議申立人については，文部科学省の不認可処分だけでなく，特定時期Dまで大学設置認可をしないことの決定，さらには答申の「不可」理由（意見書1のアの「添付資料1」）の公表などにより既に十分な不利益を受けており，意見の回答を公にされることについて，異議申立人が追加的に不利益を被ることに關しては，法的判断に値する蓋然性など全く存在しない。

(c) その他の部分

同理由を根拠として不開示とされたにもかかわらず，補充理由説明書で触れられていない他の部分についても，異議申立人に対する審査意見，追加意見等が公表されることは，今後，異

議申立人が再申請を行う場合、申請内容を検討するに当たって参考となる情報となるため、開示は異議申立人の利益となる。

したがって、上記他の部分についても異議申立人が不利益を受けることについて法的判断に値する蓋然性など存在せず、異議申立人に対する不利益を理由に不開示とすることは的外れである。

(イ) 審議会情報非該当性（法5条5号）

A 補充理由説明書の不開示理由

補充理由説明書における不開示理由は、以下のとおりである。

第一に、「これらの文書は「『詳細な議論の過程』」の情報であり、最終的に公表される意見ではないことから、当該審査意見を公にすることにより、当該審議会でのどのような議論が行われているのか類推されるおそれがあり、当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」との立場を堅持すべきものである」。

第二に、「本件と同様に学校法人分科会の審議を経て認可される申請案件は、学部設置等を含めると、毎年度、数十件あり、同様の審査が継続的に行われているものであること」、本件は「一旦審査は終了しているが、認可された他の案件と異なり、今後、大学設置に係る申請がなされる可能性が大きい」ことから、「将来予想される審議に影響を与えるおそれ」がある。

B 異議申立人の反論

この不開示の補充理由は、異議申立人が意見書1のアにて既に詳細に述べた意見に対して何も反論できていない。

すなわち、当該文書はいずれも概括的な意見又は最終段階における要約された意見が記載された書面を記載した内容にすぎず、詳細な議論の過程が類推され、あるいは今後の審議に悪影響を与えることについて、単なる確率的な可能性を超えて法的に蓋然性のある内容ではない。これは、異議申立人が将来再申請を行ったとしても同様である。

現在は認可された大学に関してのみ詳細な情報が公開されているにとどまるが、不認可になった大学に関する情報もより詳細に公開されることで、国民の税金の適切な配分及び大学における学問の自由（憲法23条）を確保するため透明性をもった議論が行われるべき大学の設置認可に対する審議会制度に対してもむしろ有益な影響を与えうる。

特に、他の法人については公表されている、審査段階での最終的な意見を箇条書きで記載したにすぎない「留意事項（案）」

について、異議申立人の情報のみが非公開とされるべき合理的理由は全く存在しない。

(ウ) 事務又は事業に関する情報該当性（法5条6号）

A 補充理由説明書の不開示理由

補充理由説明書における不開示理由は、以下のとおりである。

第一に、「公開すると、委員の審査対象法人に対する所見等が明らかになるため、たとえ審査が終了したものであっても、委員を萎縮させ、ひいては委員の自由な意思決定を阻害することになる。」

第二に、「学校法人分科会の具体的な審査については、」「その報告内容や委員の問題意識、所見の内容が開示されると、担当委員に直接的な働きかけや個人攻撃の材料となるおそれがある。」

第三に、「これらの情報を開示すると、学識経験者である委員の見識を聴くという、審議会のシステムそのものが成立しなくなるおそれがあり、設置認可事務の適切な遂行に支障を及ぼすことになる」。

B 異議申立人の反論

(a) しかしながら、異議申立人は、意見を付した委員の個人名又は委員の個人毎の意見の開示を求めているのではなく、概括的な意見又は最終段階における要約された意見が記載された書面の開示を求めているに過ぎない。

このような概括的な意見又は最終段階における要約された意見が記載されたにすぎない書面の開示により、既に審査が終了した本件について、委員個人に対する働きかけなど行われる法的な蓋然性はないのは当然のことであり、したがって、委員個人に対する萎縮効果を与える法的な蓋然性もまた全く存在しない。

(b) 法の目的は、「国民主権の理念にのっとり（中略）国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法1条）である。しかるに、既に審査が終了した案件について、このような審議の概要又は最終段階における要約された意見すら国民に開示されないようであれば、「国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政を推進」という法の理念が達成されることはあり得ない。

公開すべき情報を積極的に公開することにより、より透明性をもった議論がなされ、審議会制度の発展に繋がる。取りまとめられた概括的な内容の開示により「審議会のシステムそのも

のが成立しなくなるおそれ」があるなどというこのような理由づけは、法の趣旨をないがしろにするためにする議論というほかない。

(エ) 結論

以上より、異議申立ての対象とした情報はいずれも全面的に開示されるべきであることは明らかである。

イ 処分2について（諮問第302号）

(ア) 法人情報非該当性（法5条2号イ）

A 補充理由説明書の不開示理由

補充理由説明書における不開示理由は、以下のとおりである。

第一に、「大学設置・学校法人審議会が最終判定した際の設置計画と異なるため、これらを公にした場合には、情報の混乱を生じさせ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、との理由は維持されるべきもの」である。

第二に、「特定大学審査表」については、「単に最終判定と異なるという理由だけではなく、認可を『不可』と判定する根拠になり得るようなもので、当初計画がずさんであったと言わざるを得ない事項を特定できるものが含まれることもある。」

B 異議申立人の反論

(a) 異議申立人については、既に文部科学省の不認可処分、特定時期Dまで大学設置認可をしないことの決定（意見書1のイの「添付資料4」）及び答申の「不可」理由（意見書1のイの「添付資料1」）の公表などにより十分な不利益を受けており、審議の途中経過を公表されることについて、異議申立人が追加的な不利益を被る法的な蓋然性など全く存在しない。

(b) また、「当初計画」について「認可を『不可』と判定する根拠になりうる」とするのであるならば、そのように結論に影響をあたえるような重要な情報である以上、大学設置認可に関する審査の透明性の観点からは、逆に積極的に公表されるべきものである。

(c) さらに、同理由を根拠として不開示とされたにもかかわらず、補充理由説明書で触れられていない他の部分についても、特定大学に対する審査意見等が公表されることは、今後、異議申立人が再申請を行う場合、申請内容を検討するに当たって参考となる情報となるため、開示は異議申立人の利益となる。

したがって、上記他の部分についても異議申立人が不利益を受けることについて法的判断に値する蓋然性など存在せず、異議申立人に対する不利益を理由に不開示とすることは的外れで

ある。

(イ) 審議会情報非該当性（法5条5号）

A 補充理由説明書の不開示理由

補充理由説明書における不開示理由は、以下のとおりである。

第一に、「当該審査会等における審議に関する情報が明らかとなり、当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、との理由は維持されるべきもの」である。

第二に、「本件と同様に大学設置分科会の審議を経て認可される申請案件は、学部設置等を含めると、毎年度、数十件あり、同様の審査が継続的に行われているものであること」、本件は「一旦審査は終了しているが、認可された他の案件と異なり、今後、大学設置に係る申請がなされる可能性が大きい」ことから、「議論の過程を開示することにより、委員の所見や審査の観点が明らかになることで、将来予想される審議に影響を与え、審査の中立性が保てないおそれがある」。

B 異議申立人の反論

- (a) この不開示の補充理由は、異議申立人が意見書1のイにて既に詳細に述べた意見に対して何も反論できず、単に当初の理由を繰り返したただけである。
- (b) ただし、異議申立人は、意見書1のイにおいて、以下のとおり意見を述べたことをここで特に確認しておく。

文書3のうち「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」及び文書5については、文部科学省自身が昨年提出した理由説明書において、「当該意見に対する当該法人からの説明を受けて引き続き審査が行われることを予定している」と認めている。つまり、当該審査意見は、本来であれば異議申立人に意見を示して説明を求める性質の文書であり、異議申立人等の外部に開示することが予定された上で、作成された文書である。

すなわち、当該文書は、もともと完全に非公開とされることが予定されて作成された文書ではなく、外部に対して開示が予定された上で作成される文書である。

したがって、当該文書の開示により、審議会の自由な意見交換が阻害される蓋然性どころか、その可能性すら全く存在しない。

- (c) この理は、特定大学に関して再度の設置認可申請や他大学の設置認可申請に対する審査が今後行われるとしても、何ら変わるものではない。

(d) 文部科学省は、上記(b)の異議申立人の意見に対して何ら合理的説明を示すことなく不開示決定を維持している。これは、異議申立人の異議申立ての内容を真摯に検討することなく、あえて無内容な補充理由説明書を提出することで、従前の決定を漫然と維持したことの証左というべきものである。

(ウ) 事務又は事業に関する情報該当性(法5条6号)

A 補充理由説明書の不開示理由

補充理由説明書における不開示理由は、以下のとおりである。

第一に、「委員が審査対象大学に対して指摘した内容や見解といった個別の大学の利益あるいは不利益に影響する内容を公開することは、今後の審理において委員を萎縮させ、ひいては委員の自由な意見交換を阻害することとなり、適切な審査が行えなくなるおそれがある。」

第二に、「付託先専門委員会が公になるならば、審査意見案及び不認可理由案の作成や、教員審査を行った専門委員会が特定され、専門委員を萎縮させることにつながり、中立性・公平性が損なわれることとなる。」

第三に、「審査終了後であっても、これらの情報を開示すると、申請内容に基づいて中立性・公平性をもって審査を行うという、大学設置認可制度そのものが成立しなくなるおそれがあり、設置認可事務の適切な遂行に支障を及ぼすことになる。」

B 異議申立人の反論

(a) 異議申立人は、意見を付した委員の個人名又は委員の個人毎の意見の開示を求めているのではなく、異議申立人に開示される予定で取りまとめられた意見又は最終段階における要約された意見が記載された部分を中心とした開示を求めているに過ぎない。したがって、開示が委員個人に対する萎縮効果を与え、委員の自由な意見交換を阻害することとなる法的な蓋然性も存在しない。

また、文書3のうち「特定年度開設予定大学等審査意見(特定月D)」及び文書5については、外部に開示される予定で作成された文書であることを昨年提出した理由説明書(文部科学省自身)が自認していることは前述のとおりである。

(b) また、付託先専門委員会については、学術分野毎に分かれているに過ぎないところ(添付資料)、異議申立人が設立認可を申請した特定大学の各学部の付託先専門委員会は、文書3の「特定大学審査表」の申請学部の「学位の名称」及び「基準」欄の記載から容易に推認できるのである。

このように既公開情報から容易に推認できる情報すら、理由にならない理由をつけて公開しないというのでは、文部科学省は法の理念に反する密室行政を行っているものと評価されざるを得ない。

また、これら委員会は、いずれも十数名以上の委員で構成されていることをみても（添付資料）、個人を容易に特定することができるはずもないのは明らかなことであって「異議申立人に開示される予定で取りまとめられた意見又は最終段階における要約された意見」の公開で専門委員個人を萎縮効果させる法的な蓋然性など一切存在しない。

- (c) 法の目的は、「国民主権の理念にのっとり（中略）国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法1条）であるところ、既に審査が終了した案件について、このような「申立人に開示される予定で取りまとめられた意見又は最終段階における要約された意見」すら国民に開示されないのであれば、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で、民主的な行政を推進」という法の理念が達成されるはずもない。

公開すべき情報を積極的に公開することにより、より透明性をもった議論がなされ、審議会制度の信頼に繋がるのである。このような取りまとめられた概括的な内容の開示により「大学設置認可制度そのものが成立しなくなるおそれ」があるなどというのは、法の趣旨を没却しないがしろにする、正に暴論というほかない。

(エ) 結論

以上より、異議申立の対象とした情報はいずれも全面的に開示されるべきであることは明らかである。

(付属書類)

添付資料 大学設置分科会専門委員会委員名簿 1通

(本答申では、添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 処分1について（諮問第301号）

ア 不服申立てに係る行政文書等について

本件不服申立てに係る行政文書は、特定日Dに開催の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会（以下「学校法人分科会」という。）での配付資料のうち、「特定年度開設予定の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の認可に関する可否判定等総括表（案）」

(文書1)及び「特定年度開設予定の大学等の設置に係る寄附行為(変更)の認可に関する審査表」の特定学校法人分(文書2)である。

文書1及び文書2につき、法5条1号、2号イ、5号及び6号の不開示情報に該当することから一部不開示とした(処分1)。

異議申立人から、法5条2号イに該当する「設置経費」、「設置経費の財源」、「寄附者の氏名」、「財務状況」及び「意見への回答」と同条2号イ及び5号双方に関する情報が記載されている「問題点」、「審査意見」、「実地調査の概要」、「特定学校法人に対する追加意見」について開示を求める旨の異議申立てがされたところである。

イ 不開示情報該当性について

本件対象文書には、学校法人分科会による、当該法人から提出のあった寄附行為変更認可申請に係る審査の過程が記載されている。

(ア) 文書1の該当性について

文書1は、寄附行為変更認可の審査過程において、学校法人分科会における、当該法人に対する追加意見(案)が記載された資料である。

追加意見(案)の中には、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)の要件を満たしているか等が不明確であったりする事項があり、当該法人に対して説明を求め認識を問うものが含まれるが、いずれも審査途中の内容、すなわち確定していない情報に対して付された審査意見である。

これら、不確定な情報に基づいて付された審査意見を公にすることにより、最終的に確定する設置計画の情報との間で混乱を生じさせるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示とした。

また、異議申立人は本件対象文書に記載された情報は異議申立人自身に関する情報であり、開示によって当該法人が具体的に不利益を被ることは全くあり得ない旨主張するとともに、大学設置不認可という重大な結果を生じさせた行政行為に関する責任官庁としての「説明責任」を果たす観点からも、これら情報を異議申立人自身に対して開示されるべき旨主張するが、法の定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく請求権を認めているものであり、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるのか、又は開示請求に係る行政文書に記録されてい

る情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情により、当該開示請求の結論に影響を及ぼすものではない。

こうした法の定める開示請求制度の下にあっては、異議申立人が主張する個別的な事情を問うべきものではないため開示請求者が本人であっても第三者からの請求であっても同様の決定をせざるを得ない。

さらに、追加意見について、異議申立人は当該情報は詳細な議論の過程ではなく、取りまとめた意見等が記載された文書に過ぎず、法5条5号のおそれはない旨主張するが、当該意見は、飽くまで審査の途中の情報であり、当該意見に対する当該法人からの説明を得て引き続き審査が行われることを予定しているものである。したがって、当該意見は「詳細な議論の過程」の情報であり、最終的に公表される意見ではないことから、当該審査意見を公にすることにより、当該審議会でのどのような議論が行われているのか類推されるおそれがあり、当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するとして不開示とした。

(イ) 文書2の該当性について

文書2は、特定学校法人に対する寄附行為変更認可の審査過程及び申請概要が記載された資料である。

当該文書の中には、当該法人の設置経費、設置経費の財源、財務状況、寄附者の氏名、意見への回答、追加意見（案）等がある。当該法人が何に対してどの程度の経費を支弁し、その財源をどのように調達するのか等は、当該法人の学校経営戦略の詳細に当たる情報であって、公にすることにより当該法人の財務状況や独自の運営方針等が明らかにになり、また、寄附者の氏名の開示は寄附者が行った寄附の態様等を明らかにすることとなる。加えて、審査途中の情報に基づいて付された審査意見を公にすることにより、最終的に確定する設置計画の情報との間で混乱を生じさせるおそれがある。これらを公にすることにより当該法人及び寄附者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イに該当するとして不開示とした。

これらに加え、文書2には、寄附行為変更認可の審査過程において学校法人分科会から付された審査意見、審査の過程における問題点、実地調査の概要、特定学校法人に対する追加意見が記載されている。

これらについて、異議申立人は、当該情報は詳細な議論の過程ではなく、取りまとめた意見等が記載された文書に過ぎず、法5条5

号のおそれはない旨主張するが、これらの情報は、寄附行為変更認可の審査過程において学校法人分科会から出された問題点や所見等であり「詳細な議論の過程」の一部であり、最終的に公表される意見ではないことから、当該審査意見を公にすることにより、当該審議会でのどのような議論が行われているのか類推されるおそれがあり、当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するとして不開示とした。

なお、文書1の該当性で既に述べたとおり、法の定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく請求権を認めているものであり、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるのか、又は開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかかなどの個別的事情により、当該開示請求の結論に影響を及ぼすものではないことから、異議申立人の個別的な事情を問うべきものではないことは同様である。

ウ 原処分当たりの考え方について

本件対象文書は、学校法人の寄附行為変更認可申請に対する審査の過程及び当該法人の財務状況等を記載した情報である。

学校法人分科会の会議は、主として、大学設置認可等の行政処分の前提となる審査を行うものであり、会議を公開した場合、委員の自由な意見交換が制約され、円滑な運営が妨げられるおそれがあり、審査を公正、円滑に実施する上で支障が生じるおそれがあることから非公開とされている。（「大学設置・学校法人審議会の議事内容の公開について」（平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会会長決定））

こうした現状を踏まえ、アカウントビリティの観点から開示することによる利益と、開示することによる影響を比較考量しても、なお、審査の公正、円滑な実施等にもたらせられる支障が重大であり、不開示とした原処分は妥当であると判断する。

(2) 諮問第302号

ア 本件不開示決定及び異議申立てについて

本件異議申立てに係る行政文書は、特定日E開催の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会（以下「大学設置分科会」という。）での配布資料のうち、「特定年度開設予定の私立大学の設置認可に係る判定案、留意事項案、審査意見案」のうち特定大学に関わる部分（文書3）、「特定大学関係資料」（文書4）及び特定大学（特定日H再補正申請）の審議（第二次専門審査・教員審査）における審

査意見（文書５）である。

文書３ないし文書５につき、法５条２号イ及び５号の規定により、一部不開示としたところ、異議申立人から、一部について開示を求める旨の異議申立てがされたところである。

イ 不開示とした理由

文書３のうち、「特定大学審査表」の審査過程において変更した変更前の学位の名称、教員組織の概要、教員組織の成立状況・教員補充の要否については、法５条２号イの規定により、付託先専門委員会については、法５条５号の規定により、審査会における警告の有無、「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」の審査意見本文、文書４のうち、「特定大学を「不可」とする理由（案）」の不可理由、「特定学校法人による大学新設に係る不正行為について」の当該法人の不正行為等に関する内容、「設置等に係る認可基準告示のこれまでの主な適用例」の各事案の概要、「特定学校法人に対する不認可期間の決定について（案）」の当該法人に関する不認可期間の考え方、及び文書５における審査意見本文については、法５条２号イ及び５号の規定により、それぞれ不開示とした。

ウ 不開示情報該当性について

（ア）文書３のうち、「特定大学審査表」について

文書３のうち、「特定大学審査表」は、特定年度開設予定の新設大学として申請のあった特定大学の設置認可申請に係る審査において、大学設置分科会で可否の最終判定を行うにあたり、申請大学の学部学科名称、学位の名称、修業年限等の申請内容の概要や、大学設置分科会の下位組織である審査会及び専門委員会（以下「審査会等」という。）での教員審査の審査状況等の概要をまとめた資料である。

当該文書の中には、審査の過程において変更された変更前の学位の名称や、審査過程での教員組織の成立状況、教員審査によって補充が必要とされた科目名称、大学設置認可の審査において審査を付託された付託先専門委員会、審査会における警告の有無等が記載されている。

これらの記載のうち、審査過程において変更した変更前の学位の名称、教員組織の概要、教員組織の成立状況・教員補充の要否、審査会における警告の有無については、設置認可審査により変更した変更前の大学の申請概要や、設置認可審査中の状況を示すものであり、確定していない審査途中の内容が記載されており、大学設置・学校法人審議会（以下「審議会」という。）が最終判定した際の設置計画と異なるため、これらを公にした場合には、情報の混乱を生

じさせ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示とした。

また、大学設置分科会の下位組織である専門委員会は、教員組織、教育課程及び履修方法その他専門事項の審査意見案の作成、専任教員の資格審査を行うために設置されており、申請内容に応じた専門委員会に付託し、当該専門委員会において教員個人の資格審査や教育内容等に関する審査意見案をまとめるものであるが、付託先専門委員会を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するとして不開示とした。

(イ) 文書3のうち「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」及び文書5について

文書3のうち「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」及び文書5は、大学設置認可の審査過程において、審査会等においてまとめられた申請内容に対する審査意見を記載した文書である。

審査意見の中には、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の法令に抵触したり、書類の内容が不明確であったりする事項があり、申請者に対して申請内容の修正や内容の改善を求めるもの等が含まれるが、いずれも審査途中の申請内容、すなわち確定していない内容に対して付された審査意見である。これらの審査意見には、当該法人の当初の計画の不備と言わざるを得ない事項を特定できるものも含まれることがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示とした。

なお、異議申立人は、本件対象文書に記載された情報は異議申立人自身に関する情報であり、開示によって申請者が具体的に不利益を被ることは全くありえない旨主張するとともに大学設置不認可という重大な結果を生じさせた行政行為に関する責任官庁としての「説明責任」を果たす観点からも、これら情報を異議申立人自身に対して開示されるべき旨主張するが、法の定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく請求権を認めているものであり、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるのか、又は開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情により、当該開示請求の結論に影響を及ぼすものではない。

こうした法の定める開示請求権制度の下にあっては、異議申立人が主張する個別的な事情を問うべきものではないため、開示請求者

が本人であっても第三者であっても同様の決定をせざるを得ない。

さらに、審査意見について、異議申立人は、当該情報は詳細な議論の過程ではなく、取りまとめられた意見等が記載された文書に過ぎず、法5条5号のおそれはない旨主張するが、当該意見は、あくまでも審査の途中の情報であり、当該意見に対する当該法人からの説明を受けて引き続き審査が行われることを予定しているものである。したがって、審査途中の当該審査意見を公にすることにより、当該審査会における審議に関する情報が明らかとなり、当該審議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するとして不開示とした。

(ウ) 文書4について

文書4は、審議会の「特定年度開設予定の大学の設置等に係る答申（特定日B）」において、判定を「不可」とされた特定大学について、「特定大学を「不可」とする理由（案）」、「特定大学の審査過程における申請者の不適切な行為について（報告）」、「特定学校法人による大学新設に係る不正行為について」、「特定学校法人に対する不認可期間の決定について（案）」が記載された資料である。

「特定大学を「不可」とする理由（案）」については、大学設置分科会において審議を行った後、上記答申において公表されているものであるが、大学設置分科会開催時点では、審査途中のもので確定していない情報、つまり、検討段階のものである。

このことから、検討段階のものを公にすることで混乱を生じさせる懸念があることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、国の機関の内部における審議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条2号イ及び5号の規定により不開示とした。

また、「特定学校法人による大学新設に係る不正行為について」には、当該法人の審査時における不正行為等の内容が記載されており、「特定学校法人に対する不認可期間の決定について（案）」には、その不正行為に基づいた不認可期間の決定に関しての検討内容が記載されている。

これらの内容については、当該法人に関する審査中の不正行為等の内容が具体的に記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、か

つ、国の機関の内部における審議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条2号イ及び5号の規定により不開示とした。

エ 処分2に当たっての考え方

以上のことから、特定日E開催の大学設置分科会における特定大学の審議に関わる配布資料及び特定大学（特定日H再補正申請）の審議（第二次専門審査・教員審査）における審査意見を一部不開示とした決定は妥当であり、本件は処分2維持を求めて諮問するものである。

2 補充理由説明書

(1) 処分1について（諮問第301号）

ア 本件対象文書について

今回請求があったのは、特定日D開催の学校法人分科会の「議事要旨」及び特定大学の審議に関わる配付資料である。

請求を受け、「議事要旨」並びに特定日D開催の学校法人分科会での配付資料のうち、「特定年度開設予定の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の認可に関する可否判定の状況」、文書1及び文書2を特定し、「特定年度開設予定の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の認可に関する可否判定の状況」については全部開示決定とし、その他の文書については一部開示決定とした。

なお、各文書の不開示理由は以下のとおり。

(ア) 「議事要旨」について

議事要旨のうち、特別委員の氏名については法5条2号イ及び6号の規定により不開示とした。なお、本決定については不服申立人からの不服申立はない。

(イ) 文書1について

文書1のうち、「留意事項（案）」欄及び、「その他意見（案）」欄については法5条2号イ及び5号の規定により不開示とし、「担当委員の氏名」については法5条6号の規定により不開示とした。

なお、本決定のうち、法5条6号の規定に基づく「担当委員の氏名」に関する不開示決定については不服申立人からの不服申立はない。

(ウ) 文書2について

文書2のうち、「設置経費」、「設置経費の財源」、「寄附者の氏名」、「財務状況」及び「意見への回答」については法5条2号イの規定により不開示とし、「問題点」、「審査意見」、「実地調

査の概要」及び「特定学校法人に対する追加意見」については法5条2号イ及び5号の規定により不開示とし、「担当委員の氏名」については法5条6号の規定により不開示とした。

なお、本決定のうち、法5条6号の規定に基づく「担当委員の氏名」に関する不開示決定については不服申立人からの不服申立はない。

イ 本件対象文書の不開示の維持について

本件対象文書のうち、法5条2号イのみにおいて不開示とした部分、すなわち、文書2の「当該法人の設置経費」、「設置経費の財源」、「財務状況」、「寄附者の氏名」及び「意見への回答」について異議申立を踏まえて改めて検討を行った。

異議申立人は「当該法人の設置経費」等は、文部科学省の大学設置室のウェブサイト上で公開され、当該情報は公開が予定された情報である旨主張するが、当該情報の公開については、文部科学大臣が認可をしたときに「適切な方法により公表する」旨規定されており、認可をされていない設置計画に関する情報は公表していない。また、「意見への回答」については、そもそも公開していない。これらを公にした場合には、情報の混乱を生じさせ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、との理由は維持されるべきものと判断した。

また、本件対象文書のうち、法5条5号において不開示とした部分についても異議申立を踏まえて改めて検討を行ったが、提出した理由説明書において述べたとおり「「詳細な議論の過程」の情報であり、最終的に公表される意見ではないことから、当該審査意見を公にすることにより、当該審議会でのどのような議論が行われているのか類推されるおそれがあり、当該審議における意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」との立場を堅持すべきものであると判断した。

本件と同様に学校法人分科会の審議を経て認可される申請案件は、学部設置等を含めると、毎年度、数十件あり、同様の審査が継続的に行われているものであること、またそれに加えて、本件は不認可の決定がなされており、一旦審査は終了しているが、認可された他の案件と異なり、今後、大学設置に係る申請がなされる可能性が大きい。

したがって、将来予想される審議に影響を与えるおそれがあり、審査全体として法5条5号に該当すると判断した。

ウ 法5条6号該当性について

これら再検討の過程において、法5条5号において不開示とした部

分については、5号に加え、法5条6号による不開示理由にも該当すると判断した。

本件対象文書のうち、法5条6号による不開示理由に該当する場所は、法5条5号による不開示該当箇所の全部である。すなわち、文書1にあっては「留意事項（案）」欄及び、「その他意見（案）」欄であり、文書2にあっては「問題点」、「審査意見」、「実地調査の概要」及び「特定学校法人に対する追加意見」である。なお、文書1「「留意事項（案）」欄及び、「その他意見（案）」欄」は文書2における「特定学校法人に対する追加意見」と同一の内容である。

そもそも、学校法人分科会の審議の趣旨としては、私学の自主性を尊重し公共性を高める観点から、学校法人の設立等の認可や解散等の不利益処分を行う際に、主として私立学校関係者から構成される審議会の意見を聴くこととされたものである。この制度の目的を達成するためには、個別の学校法人の利益あるいは不利益に影響する内容についても、高度の中立性・公正性の下、分科会において自由闊達な議論が行われなければならない。

しかしながら、これを公開すると、委員の審査対象法人に対する所見等が明らかになるため、たとえ審査が終了したものであっても、委員を萎縮させ、ひいては委員の自由な意見交換を阻害することになる。

加えて、学校法人分科会の具体的な審査については、審査対象法人幹部に対するヒアリング、大学設置予定地における調査等を委員が分担して行うため、その報告内容や委員の問題意識、所見の内容が開示されると、担当委員に対し直接的な働きかけがなされるおそれがあり、ともすれば審査担当員に対する個人攻撃の材料となるおそれがある。

以上の理由から、審査終了後であったとしても、これらの情報を開示すると、学識経験者である委員の見識を聴くという、審議会のシステムそのものが成立しなくなるおそれがあり、設置認可事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるため、法5条6号に該当すると判断した。

エ まとめ

法5条5号及び6号により非開示とした箇所については、大学設置認可の根幹となる公平性、中立性及びそれを担保するための委員の自由な意見交換を確保し、当該事務の適正な遂行を確保するため、引き続き非開示とする。

(2) 処分2について（諮問第302号）

ア 本件対象文書について

今回請求があったのは、特定日E開催の大学設置分科会の「議事要旨」、「特定大学の審議に関わる配付資料」及び「特定大学（特定日H再補正申請）の審議（第二次専門審査・教員審査）における審査意見」である。

請求を受け、特定日E開催の大学設置分科会の「議事要旨」及び文書3ないし文書5を特定し、「議事要旨」については全部開示、文書3ないし文書5については一部開示決定とした。

なお、各文書の不開示理由は以下のとおり。

(ア) 文書3について

文書3のうち、「特定大学審査表」の審査過程において変更した審査前の学位の名称、教員組織の概要、教員組織の成立状況・教員補充の要否については、法5条2号イの規定により、付託先専門委員会については、法5条5号の規定により、審査会における警告の有無及び文書3のうち「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」の審査意見本文については、法5条2号イ及び5号の規定により不開示とした。

(イ) 文書4について

文書4のうち、「特定大学を「不可」とする理由（案）」の不可理由、「特定学校法人による大学新設に係る不正行為について」の当該法人の不正行為等に関する内容、「設置等に係る認可基準告示のこれまでの主な適応例」の各事案の概要、「特定学校法人に対する不認可期間の決定について（案）」の当該法人に関する不認可期間の考え方については、法5条2号イ及び5号の規定により不開示とした。

なお、本決定のうち、「設置等に係る認可基準告示のこれまでの主な適応例」の各事案の概要に関する不開示決定については、不服申立人からの不服申立はない。

(ウ) 文書5について

文書5のうち、審査意見本文については、法5条2号イ及び5号の規定により不開示とした。

イ 本件対象文書の不開示の維持について

本件対象文書のうち、法5条2号イのみにおいて不開示とした部分、すなわち、文書3の「特定大学審査表」の「審査過程において変更した変更前の学位の名称」、「教員組織の概要」、「教員組織の成立状況・教員補充の要否」について異議申立てを踏まえて改めて検討を行ったが、提出した理由説明書において述べたとおり、「設置認可審査により変更した変更前の大学の申請概要や、設置認

可審査中の状況を示すもの」であり、大学設置・学校法人審議会が最終判定した際の設置計画と異なるため、これらを公にした場合には、情報の混乱を生じさせ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、との理由は維持されるべきものと判断した。

異議申立人は、文書3の「特定大学審査表」については、「当初」、「特定月A」、「特定月B」、「特定月C」等と時期が明示されており、どれが途中経過の意見であるかについて混乱が生じることなどありえない旨主張するが、これらの情報については、単に最終判定と異なるという理由だけではなく、認可を「不可」と判定する根拠になり得るようなもので、当初計画がずさんであったと言わざるを得ない事項を特定できるものが含まれることもある。

これらの情報が公開されるならば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することに繋がるおそれがあることから、法5条2号イに該当すると判断した。

また、本件対象文書のうち、法5条5号において不開示とした部分について異議申立を踏まえて改めて検討を行ったが、提出した理由説明書において述べたとおり、当該審査会等における審議に関する情報が明らかとなり、当該審議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、との理由は維持されるべきものと判断した。

本件と同様に大学設置分科会の審議を経て認可される申請案件は、学部設置等を含めると、毎年度、数十件あり、同様の審査が継続的に行われているものであること、またそれに加えて、本件は不認可の決定がなされており、一旦審査は終了しているが、認可された他の案件と異なり、今後、大学設置に係る申請がなされる可能性が大きい。

したがって、議論の過程を開示することにより、委員の所見や審査の観点が明らかになることで、将来予想される審議に影響を与え、審査の中立性が保てないおそれがあることから、審査全体として法5条5号に該当すると判断した。

ウ 法5条6号該当性について

これら再検討の過程において、法5条5号において不開示とした部分については、5号に加え、法5条6号による不開示理由にも該当すると判断した。

本件対象文書のうち、法5条6号による不開示理由に該当する箇所は、法5条5号による不開示該当箇所の全部である。すなわち、文書3の「特定大学審査表」にあつては「付託先専門委員会」、「審

査会における警告の有無」，「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」の「審査意見本文」であり，文書4にあっては「特定大学を「不可」とする理由（案）」のうち，「不可理由」，「特定学校法人による大学新設に係る不正行為について」のうち，「当該法人の不正行為等に関する内容」，「特定学校法人に対する不認可期間の決定について（案）」のうち，「当該法人に関する不認可期間の考え方」，文書5にあっては，「審査意見本文」である。なお，文書3の「審査意見本文」は文書5における「審査意見本文」と同一の内容である。

そもそも，大学設置認可制度は，グローバル化の進展に伴い国際競争が激しくなる中で，大学等が学術の中心として国際的に通用する「学位」を授与する機関としてふさわしい質の高い教育・研究を行い，学生が安心して学べることを公的に担保するために行われるものである。他方で，大学が行う教育研究活動は専門的かつ高度なものであり，大学には自主性・自立性が尊重されることから，文部科学大臣が大学等の設置等の認可や不認可等の処分を行うに当たっては，大学関係者等で構成される大学設置・学校法人審議会の意見を聴くこととされている。

大学設置・学校法人審議会における審査では，中立性・公平性の下，自由闊達な議論が行われなければならないが，委員が審査対象大学に対して指摘した内容や見解といった個別の大学の利益あるいは不利益に影響する内容を公開することは，今後の審議において委員を萎縮させ，ひいては委員の自由な意見交換を阻害することとなり，適切な審査が行えなくなるおそれがある。

また，文書3の「特定大学審査表」にあっては付託先専門委員会を不開示としている。設置審査では，申請案件の人材養成目的や教育課程，教員組織の編制など様々な観点から付託先専門委員会を決定しており，審査を付託された専門委員会では，教育課程・教員組織その他専門事項の審査意見案の作成（専門審査）及び専任教員の資格審査（教員審査）を行っている。専門委員は，当該専門の事項に関する審査が終了した後，文部科学省のHPにおいて，氏名と職名等を所属していた専門委員会名とともに公開しているが，いずれの申請案件も，どの専門委員会が審査を行っているかは公開していない。仮に付託先専門委員会が公になるならば，審査意見案及び不認可理由案の作成や，教員審査を行った専門委員会が特定され，専門委員を萎縮させることにつながり，中立性・公平性が損なわれることとなる。

以上の理由から，審査終了後であったとしても，これらの情報を開

示すると、申請内容に基づいて中立性・公平性をもって審査を行うという、大学設置認可制度そのものが成立しなくなるおそれがあり、設置認可事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるため、法5条6号にも該当すると判断した。

エ まとめ

法5条5号及び6号により非開示とした箇所については、大学設置認可の根幹となる中立性、公平性及びそれを担保するための委員の自由な意見交換を確保し、当該事務の適正な遂行を確保するため、引き続き非開示とする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第301号及び同第302号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成27年5月13日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第301号及び同第302号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年6月1日 審議（同上）
- ④ 同月15日 異議申立人から意見書1を收受（同上）
- ⑤ 同年10月8日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 平成28年3月29日 審議（同上）
- ⑦ 同年4月26日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑧ 同年5月16日 異議申立人から意見書2を收受（同上）
- ⑨ 同月30日 平成27年（行情）諮問第301号及び同第302号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定大学の設置等に係る学校法人分科会及び大学設置分科会の議事要旨及び配付資料等の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を含む該当の文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分（処分1及び処分2）を行った。

異議申立人は、本件対象文書のうち別紙の2の1欄に掲げる部分（本件不開示部分）については開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分において法5条2号イ及び5号に該当するとして不開示とされた当該部分は同条2号イ、5号及び6号に該当し、不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分（以下、別紙の2の1欄①ないし同欄①に掲げる各部分を順次「本件不開示部分①」ないし「本件不開示部分①①」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分①、本件不開示部分③及び本件不開示部分⑥ないし本件不開示部分⑩について

ア 当該各不開示部分について諮問庁は、理由説明書において、法5条2号イ及び5号に該当する旨説明する。また、補充理由説明書において、大学設置・学校法人審議会における審査では、中立性・公平性の下、自由闊達な議論が行われなければならないところ、当該各不開示部分に記載された委員の所見、報告内容、問題意識、審査対象大学に対して指摘した内容や見解といった個別の大学の利益あるいは不利益に影響する内容を公開することは、今後の審議において委員を萎縮させ、ひいては委員の自由な意見交換を阻害することとなって適切な審査が行えなくなるなどから、設置認可事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号にも該当する旨説明する。

イ 本件対象文書を見分すると、当該各不開示部分には、各局面における委員の所見等の記載が認められ、これを公にすると設置認可事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該各不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 本件不開示部分②及び本件不開示部分④について

ア 諮問庁は、当該各不開示部分に記載された特定学校法人の申請に係る設置計画等は、大学設置・学校法人審議会が最終判定した際の設置計画と異なるため、当該情報との間で混乱を生じさせるおそれがあり、また、当該法人が何に対してどの程度の経費を支弁し、その財源をどのように調達するのか等は、当該法人の学校経営戦略の詳細に当たる情報であって、公にすることにより当該法人の財務状況や独自の運営方針等が明らかになり、寄附者の開示は寄附者が行った寄附の態様等を明らかにすることとなるため、当該法人及び寄附者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する旨説明する。

イ また、諮問庁は、本件は特定学校法人（異議申立人）自身が開示を求めているのであるから開示によって異議申立人が具体的に不利益を被ることはないとする異議申立人の主張に対し、法の定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく請求権を認めているものであり、開示請求者が本人であっても第三者からの請求であっても同様の決定をせざるを得ない旨説明するところ、異議申立人は、この諮

問庁の説明に対して、法が第三者による請求であるか本人による請求であるかを区別していないのであったとしても、開示が認められるべきであると主張する。

ウ 本件対象文書を見分すると、当該各不開示部分は、特定学校法人（異議申立人）が行った申請の内容に基づく客観的な情報が記載されたものであって、当該情報と同等の情報を特定学校法人が保有していることは明らかであるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定学校法人がそのような情報を積極的に公表しているといった実態は認められないとのことである。

エ 以上を踏まえて検討すると、当該各不開示部分を公にすることにより特定学校法人及び寄附者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難く、当該各不開示部分が法に基づき何人に対しても開示されるべきものであるとは認め難い。

したがって、当該各不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件不開示部分⑤について

ア 当該不開示部分について諮問庁は、理由説明書において、付託先専門委員会を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法5条5号に該当するとし、さらに補充理由説明書において、いずれの申請案件も、どの専門委員会が審査を行っているかは公開しておらず、仮に付託先専門委員会が公になるならば、審査意見案及び不認可理由案の作成や、教員審査を行った専門委員会が特定され、専門委員を萎縮させることにつながり、中立性・公平性が損なわれることとなることから、同条6号にも該当する旨説明する。

イ しかしながら、いずれの専門委員会が審査を行ったかという情報については、当該不開示部分の開示によらずとも、申請案件の人材養成目的や教育課程、教員組織の編制などから推測可能であると考えられ、これが当該不開示部分の開示により確定情報として関係者に入手されることとなったとしても、上記(1)において判断したとおり委員の具体的所見等は公にされるものではないことや専門委員会を構成する委員の人数等を勘案すれば、諮問庁の主張するような事態が生じる蓋然性が、考慮に値するほど高まるとは認め難い。

したがって、当該不開示部分（別紙の3に掲げる部分）は、法5条5号及び6号には該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、

上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ、5号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙の3に掲げる部分を除く部分は同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は同条5号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

文書1 特定日Dに開催の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会での配付資料のうち、「特定年度開設予定の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の認可に関する可否判定等総括表（案）」

文書2 同「特定年度開設予定の大学等の設置に係る寄附行為（変更）の認可に関する審査表」特定学校法人分

文書3 特定日E開催の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会での配布資料のうち、「特定年度開設予定の私立大学の設置認可に係る判定案，留意事項案，審査意見案」特定大学分

文書4 同「特定大学関係資料」

文書5 特定大学（特定日H再補正申請）の審議（第二次専門審査・教員審査）における審査意見

2 異議申立人が開示すべきであるとする部分（本件不開示部分）及び諮問庁が説明する不開示理由

1 異議申立人が開示すべきであるとする部分（本件不開示部分）	2 諮問庁が説明する不開示理由
① 文書1のうち，特定学校法人に係る「留意事項（案）」欄及び「その他の意見（案）」欄	法5条2号イ，5号及び6号
② 文書2のうち，設置経費，設置経費の財源，寄附者の氏名，財務状況及び意見への回答	法5条2号イ
③ 文書2のうち，問題点，審査意見，実地調査の概要及び特定学校法人に対する追加意見	法5条2号イ，5号及び6号
④ 文書3の一部である「特定大学審査表」のうち，審査過程において変更した変更前の学位の名称，教員組織の概要，教員組織の成立状況・教員補充の要否	法5条2号イ
⑤ 文書3の一部である「特定大学審査表」のうち，付託先専門委員会	法5条5号及び6号
⑥ 文書3の一部である「特定大学審査表」のうち，審査会における警告の有無	法5条2号イ，5号及び6号
⑦ 文書3の一部である「特定年度開設予定大学等審査意見（特定月D）」のうち，審査意見本文	法5条2号イ，5号及び6号
⑧ 文書4の一部である「特定大学を「不可」と	法5条2号イ，5号

する理由（案）」のうち、不可理由	及び6号
⑨ 文書4の一部である「特定学校法人による大学新設に係る不正行為について」のうち、当該法人の不正行為等に関する内容	法5条2号イ，5号及び6号
⑩ 文書4の一部である「特定学校法人に対する不認可期間の決定について（案）」のうち、当該法人に関する不認可期間の考え方	法5条2号イ，5号及び6号
⑪ 文書5のうち審査意見本文	法5条2号イ，5号及び6号

（注）2欄の記載は，諮問庁の説明に対応するものである。

3 開示すべき部分

文書3の一部である「特定大学審査表」のうち，付託先専門委員会